

宮崎県地域密着型サービス外部評価機関選定要領

平成19年3月29日
福祉保健部長寿介護課

(目的)

第1条 この要領は、宮崎県地域密着型サービスの自己評価及び外部評価に関する実施要綱（平成19年4月1日施行。以下「要綱」という。）第5条第2項の規定に基づき、評価機関の選定手続きに関し、必要な事項を定めるものとする。

(評価機関の選定要件)

第2条 評価機関の選定要件は、次のとおりとする。

- (1) 法人格を有すること。
 - (2) 次に掲げる事由に該当しないこと。
 - ① 当該法人が自ら認知症対応型共同生活介護事業所（以下「地域密着型サービス」という。）を設置・運営しているとき。
 - ② 当該法人が地域密着型サービスのコンサルタント業務を受託しているなど、地域密着型サービス事業者との間に利害関係を有しているとき。
 - ③ 当該法人の理事会等の構成員の多数が、地域密着型サービスの事業者又は従業者によって占められているとき。
 - ④ 外部評価を行う上で十分な資金計画が立てられていないなど、安定的な事業運営の可能性に疑義があるとき。
 - ⑤ 上記の他、公正・中立な立場で外部評価を実施することが困難であるなど当該法人が外部評価を円滑に実施するのに不適当と認められる事由があるとき。
 - (3) 県内全域を評価実施対象地域とすること。
 - (4) 県内に、外部評価業務を統括管理する事業所、営業所又は連絡所を有していること。
 - (5) 県が外部評価を適切に行う能力を有すると認める評価調査員を、必要数確保していること。
 - (6) 認知症の介護に関する学識経験者、地域密着型サービス事業者、認知症の人と家族の会の代表者、評価調査員等からなる評価審査委員会を設置していること。
- 評価審査委員会は、要綱第10条第1項(3)の審査による場合のほか、少なくとも1年に1回は定期的に開催され、評価事業について報告を受け、その内容について意見を述べ、評価事業の運営の適正化を図るものであること。
- (7) 評価結果について、県が定める様式及び方法にしたがって、独立行政法人福祉医療機構が運営する「福祉保健医療情報ネットワークシステム（WAMNET）」に掲載して公表すること。
 - また、当該手続きを行うための機器を備え、担当者を配置していること。
 - (8) 次に掲げる規程等を定め、それらに基づいて適切に評価業務が行われる体制となっていること。
 - ① 外部評価業務実施要領
 - ② 外部評価の実施に関し、評価を受けようとする事業者との間で締結する契約書の様式
 - ③ その他、県が定めるもの
 - (9) 要綱に従い、評価を行うこと。

(評価調査員の要件)

第3条 評価調査員の要件は、次のとおりとする。

- (1) 評価調査員は、県が示すカリキュラム（別紙）に基づいた次のいずれかの調査員養成研修を受講・修了していること。ただし、関連の研修（認知症介護実践研修（旧実務者研修を含む。）、介護相談員養成研修等）を既に修了した者にあっては、カリキュラムの全部又は一部が重複している場合には、県の判断により、当該部分を受講していないなくてもこの条件を満たしたものとして取り扱うものとする。
 - ① 評価機関又はその他の法人が実施する、県が適当と認める調査員養成研修
 - ② 特定非営利活動法人地域生活サポートセンターが実施する調査員養成研修
 - ③ 県又は県が指定した法人が実施する調査員養成研修
 - ④ 他の都道府県又は指定する法人において実施された調査員養成研修
- (2) 第三者としての客観的な観点から、地域密着型サービスのサービスの質の向上に向けた評価の実務を適切に行うことができると認められる者であること。
なお、認められない者の例は以下のとおりである。
 - ①現に地域密着型サービス事業所を運営し、若しくは勤務し、又は地域密着型サービス事業者により組織される団体の役職員である者。
 - ② 地域密着型サービスのコンサルタント業務を受託しているなど、地域密着型サービス事業者との間に利害関係を有している者。
- (3) 要綱第9条第2項に規定する緊急を要する事項の場合を除き、外部評価業務の際に知り得た事業者、利用者及びその家族等の秘密の保持に留意し、他に漏らさないこと。

(選定の方法)

第4条 評価機関の選定は公募によるものとする。

ただし、第8条に定める更新及び県が公募を行わないと判断した場合は、この限りでない。

(選定の有効期間)

第5条 選定の有効期間は、2年間とする。

(選定の申請)

第6条 評価機関の選定を受けようとする法人は、評価機関選定申請書（別記様式第1号）に次の書類を添付して、県に申請するものとする。

- (1) 法人の定款、寄附行為等及び法人登記簿の謄本（過去3ヶ月以内のもの。）
- (2) 法人の理事会等の構成員の名簿
- (3) 所属する評価調査員の名簿、各評価調査員の経歴書及び各評価調査員の養成研修終了証明書等資格を有することを証明する書類
- (4) 法人（法人内的一部署にて外部評価業務を行う場合には当該担当部署）の機構図及び事務分掌、担当職員の名簿
- (5) 宮崎県内における事業所、連絡所等の所在地、電話番号等、及び担当者の氏名
- (6) 外部評価年間実施予定数及び評価調査員の勤務体制（調査頻度）のわかるもの
- (7) 評価審査委員会設置要綱（要領）
- (8) 評価審査委員会の委員名簿、各委員の経歴書及び各委員の就任承諾書の写し
- (9) 上記委員が団体等の職員である場合は、その所属長の就任承認書の写し

- (10) 評価手数料の金額及びその算定根拠
- (11) 前年度の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、財産目録
- (12) 当該年度の事業計画書、収支予算書
- (13) 外部評価実施要領
- (14) 地域密着型サービス事業者との間で締結する契約書の様式
- (15) その他、県が必要と認める書類

2 法人認可申請中の者が前項の申請を行う場合には、法人設立申請書の写し（認可官庁より受付受理されたもの）をもって代えることとし、法人が認可され次第(1)の書類を提出するものとする。

（選定）

第7条 県は、審査の結果、申請のあった法人が評価機関として適當であると認める場合には、評価機関を選定し、外部評価機関選定通知書（別記様式第2号）により、通知するものとする。

2 県は、評価機関を選定したときは、当該機関の名称、連絡先、評価手数料等の情報を、県内の地域密着型サービス事業所に通知するものとする。

（選定の更新）

第8条 評価機関は、選定の有効期間の満了後においても引き続いて選定を受けようとするときは、有効期間の満了の日の30日前までに、県に対し、評価機関選定更新申請書（別記様式第3号）に第6条第1項に掲げる書類を添付して申請するものとする。

ただし、その内容が当初もしくは前回申請の際に提出されたものと同一である書類については、提出を省略することができる。

2 前条の規定は、選定の更新において準用する。

（変更の届出）

第9条 評価機関は、選定を受けた後に、選定申請の際に提出した書類の内容のいずれかに変更が生じたときは、外部評価機関変更届出書（別記様式第4号）に変更に係る関係書類を添付した上で、遅滞なく県に届け出るものとする。

2 県は、変更の届出の内容を審査した結果、必要があると判断した場合には、当該変更の内容を県内の地域密着型サービス事業所に通知するものとする。

（廃止の届出）

第10条 評価機関は、選定を受けた後に、評価事業を廃止しようとするときは、事業終了の3ヶ月前までに、外部評価機関廃止届出書（別記様式第5号）により、廃止の理由を付して、県に届け出ることとする。

2 前条第2項の規定は、廃止の届出において準用する。

（選定の取消し）

第11条 県は、選定した評価機関が次の各号の一に該当すると認める場合には、選定取消しの決定を行い、評価機関に対し、外部評価機関選定取消通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

- (1) 第2条に規定する選定要件のいずれか一つが欠けたとき。
- (2) 次に掲げる行為があったとき。

- ① 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと。
- ② 評価に関し、事業者から評価手数料とは別に金品等を受け取ること。
- ③ 守秘義務に反すること。
- ④ サービス利用者等の人権を侵害すること。
- ⑤ 法令に違反すること。
- ⑥ 県に対し、虚偽の報告を行うこと。
- ⑦ その他、評価機関としてふさわしくないと認められる行為。

2 第9条第2項の規定は、選定の取消において準用する。

(報告及び調査)

第12条 評価機関は、要綱第12条第1項に基づき、外部評価の実施状況について、月ごとに公開した評価結果をとりまとめ、評価結果を公開した翌月の20日までに、外部評価実施状況報告書（別記様式第7号）により県に報告するものとする。

- 2 県は、要綱第12条第2項に基づき、必要があると認めるときは、評価機関に対し、外部評価の実施及び評価機関の運営状況に係る事項その他必要と認める事項について、書類の提出を求め、評価機関の職員（評価調査員を含む）から状況を聴取し、事業所、研修実施場所、帳簿、書類等を検査し、又はその他必要な調査を行うことができるものとする。
- 3 評価機関は、前項の調査等について、協力するものとする。

(選定の時期)

第13条 評価機関の募集及び選定の時期は、県が定める時期とする。

(その他)

第14条 この要領に定めるものほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行後は、「宮崎県認知症高齢者グループホーム外部評価機関選定要領（平成17年2月28日施行）」を廃止する。

附 則

この要領は、平成22年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

(別紙)

1 評価調査員が履修すべき標準的な研修カリキュラム例（新規養成用）

講 義	内 容	時 間
高齢者が地域で暮らし続けるための介護の理解	① 地域での高齢者の暮らし ② 認知症をもたらす病気 ③ 認知症の人の特徴とたどる経過 ④ これからの中高齢者及び認知症の人の介護	講義 100 分 演習 20 分
小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護の基本的理	① 歴史 ② 特徴と役割 ③ 制度の理解 ④ 現状と課題	講義 180 分 演習 60 分
サービス評価の必要性と目的	① サービス評価の目的 ② サービス評価の位置付け ③ サービス評価の質の確認	講義 90 分 演習 30 分
サービス評価の流れと手続き	① サービス評価の進め方 ② 評価項目の内容と理解 ③ 訪問調査の具体的な手法	講義 200 分 演習 40 分
訪問調査実習	① 実地訪問調査 ② 調査報告書記入演習	訪問 330 分 演習 150 分
実習を踏まえた調査方法、項目の理解	① 調査方法について ② 評価項目の理解について ③ 報告書記入方法について	講義 150 分 演習 180 分
研修のまとめ	研修終了後レポート作成	30 分
	計	1,560 分

※ 認知症介護実践研修（旧実践者研修）又は介護相談員養成研修等の介護に係る研修を修了している者については、当該研修のカリキュラム等を確認した上での各都道府県の判断により、上記のうち一部の研修を修了しているものとして取り扱うことができる。

2 既に活動している評価調査員に対するフォローアップ研修カリキュラム例

講 義	内 容	時 間
外部評価制度の改正について	① 平成21年度の外部評価制度の改正について ② 介護サービス情報の公表制度と外部評価制度の趣旨及び目的等の理解	講義 90 分
外部評価の課題整理	外部評価の今までの振り返り	演習 30 分
評価項目の内容、理解	① 評価項目の改定について ② 評価項目の内容	講義 90 分
評価調査員の力量向上に向けて	① 事業所との対話方法（ヒアリング演習） ② 外部評価票の記入方法（記述演習）	演習 90 分
研修まとめ	筆記試験	30 分
	計	330 分